

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、当社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を十分有効に活用し、迅速・果敢な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンスの要諦であると認識しており、経営の基本理念を掲げ、その実現に努めています。

<経営の基本理念>

「信頼される情報通信エンジニアリング会社」として、確かな技術力と創造力を生かし、21世紀の豊かな情報化社会の実現に貢献し、企業価値・株主価値の向上を図る。

今後も、事業環境の動向等に合わせ、より一層コーポレートガバナンスの強化・充実に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使と招集通知の英訳】

当社は、株主の権利行使の利便性を向上させるべく、2017年6月開催の定時株主総会より、議決権電子行使プラットフォームに参加しております。他方、当社の株主構成等を勘案した上で、現時点においては招集通知の英訳は、実施しておりません。今後も引き続き、外国人株主の持株比率の推移等を踏まえて、招集通知の英訳の実施を検討してまいります。

【補充原則3-1-2 英語での情報開示・提供】

当社は、当社の株主構成や必要となる費用等を勘案した上で、現時点においては、英語での情報の開示・提供は実施しておりません。今後も引き続き、外国人株主の持株比率の推移等を踏まえて、かかる取組みの実施を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

上場株式の政策保有に関する方針及び議決権行使基準については、「TTKコーポレートガバナンス基本方針」をご参照ください。
(<http://www.ttk-g.co.jp/ir/news/pdf/cgovernance01.pdf>)

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社が役員や主要株主等と取引(関連当事者間の取引)を行う場合、総務部が、必要に応じて弁護士等の外部専門家の意見も踏まえて、当該取引の内容を確認しております。その後、取締役会は、当該取引の内容を審議の上、会社及び株主共同の利益を害することがないことを確認し、承認いたします。また、承認を受けた取引の結果については、取締役会に報告がなされます。

【原則3-1 情報開示の充実】

1. 経営理念、経営計画

(1) 経営理念

「信頼される情報エンジニアリング会社」として、確かな技術力と創造力を生かし、21世紀の豊かな情報化社会の実現に貢献し、企業価値・株主価値の向上を図ってまいります。

(2) 経営計画

“TTKグループ総力を結集した新たなコア事業へのチャレンジと飛躍”をスローガンとする第5次中期経営計画(平成29年度～平成31年度)を策定し、グループ一丸となって目標達成に向け取り組んでおります。

・達成すべき数値目標

平成31年度の当社グループ連結ベースの数値目標については、売上高340億円、経常利益16億円(経常利益率4.7%)を目指しております。

・財務戦略

株主の皆様に対する適切な利益還元を重視するとともに、現在の経営環境を勘案し、将来の事業拡大や設備投資等の中長期的な資金需要の可能性に備えることが収益力・競争力の維持強化に必要であることから、「適切な株主還元と事業の維持・拡大に必要な内部留保」をバランスよく実施することを利益配分の基本方針としております。

具体的には、平成29年度から平成31年度におきましては、経営環境の変化等により短中期的な資金需要が生じた場合を除き、配当性向40%を目標(但し、1株当たり15円を下回らない)に、適切な株主還元を実施することを目標としております。

2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、本報告書の1.1.基本的な考え方をご参照ください。また、「TTKコーポレートガバナンス基本方針」を当社webサイト(<http://www.ttk-g.co.jp/ir/news/pdf/cgovernance01.pdf>)に掲載しておりますので、併せてご参照下さい。

3. 取締役等の報酬を決定する方針・手続

取締役の報酬については、取締役会が、株主総会において決議された限度額の範囲内において、具体的な配分を業績・経営環境等を総合的に勘案して決定しています。

また、業務執行取締役の報酬は、月額固定の基本報酬と賞与で構成されており、賞与については、当該事業年度の連結経常利益を指標とした業績連動型報酬としております。

4. 取締役、監査役等の選任の方針・手続

(1) 経営陣幹部の選任及び取締役候補の指名に係る方針・手続

当社は、「TTKコーポレートガバナンス基本方針」に基づき、当社の取締役候補については、法定の要件を備え、優れた人格、見識及び能力並びに豊富な経験とともに、高い倫理観を有しており、その職責を全うすることのできる者を指名します。また、取締役会全体としての知識・経験・能力等のバランスと多様性が確保されることにも配慮いたします。また、業務執行取締役については、各々担当する分野において知識・実績等を有することに加え、当社の事業全般を把握し公正かつ適正な判断力を有している者を選任いたします。

取締役候補の指名に係る手続については、社外役員が過半数を占め、社外役員が委員長を務める任意の指名諮問委員会において、取締役会から諮問された人事原案を審議し、その結果を取締役に答申いたします。

代表取締役社長は、上記の方針や指名諮問委員会からの答申、及びその他の事情を総合的に勘案して取締役会に取締役候補者を提案し、取締役会において、社外取締役の意見を適切に得た上で、当該取締役候補者の選任議案を株主総会へ上程するか否かを決定いたします。

(2) 監査役候補の指名に係る方針・手続

当社は、「TTKコーポレートガバナンス基本方針」に基づき、当社の監査役候補については、法定の要件を備え、優れた人格、見識及び能力並びに豊富な経験とともに、高い倫理観を有しており、その職責を全うすることのできる者を指名します。また、監査役全体としての知識・経験・能力のバランスと多様性が確保されることにも配慮いたします。また、公正不偏かつ独立した立場で取締役の職務の執行を監査し、良質な企業統治体制の実現に向けてその職責を果たせる者を監査役候補に指名いたします。

代表取締役社長は、上記の方針やその他の事情を総合的に勘案して、監査役会の同意を得た上で取締役会に監査役候補者を提案し、取締役会において、社外取締役の意見を適切に得た上で、当該監査役候補者の選任議案を株主総会へ上程するか否かを決定いたします。

5. 取締役、監査役を候補者とする際の個々の説明

取締役及び監査役候補者の選任理由については、定時株主総会招集通知の参考書類をご参照ください。

(<http://www.ttk-g.co.jp/ir/stock/soukai.html>)

【補充原則4-1-1 取締役会への委任】

取締役会は、法令又は定款に定められた事項及び重要な業務に関する事項を決定しており、具体的な付議基準として、取締役会規則により、当社の規模等を考慮した金額基準等を定めて、取締役会が決定する範囲を明確化しております。一方、取締役会規則により取締役会が決定すると定める事項以外の意思決定及びその執行は、権限委任規程に定めた基準に従い、その重要性等に応じて、代表取締役その他の取締役等に委任しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準】

独立社外取締役の独立性判断基準については、「TTKコーポレートガバナンス基本方針」をご参照ください。

(<http://www.ttk-g.co.jp/ir/news/pdf/cgovernance01.pdf>)

【補充原則4-11-1 取締役の選任に関する方針等】

取締役会の構成については、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、多様性のある構成となるよう配慮しております。

また、取締役会の規模については、上記の取締役会の構成に関する要請を満たしつつ、取締役会において迅速な意思決定と自由闊達で活発な審議が可能になるよう、3名以上10名以内が適切であると考えております。現在、当社の取締役会は、取締役10名、そのうち、社外取締役は2名で構成されております。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況】

取締役及び監査役の他社役員との兼任状況は、有価証券報告書等において毎年開示しております。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・結果】

当社は、取締役会の実効性向上のため、取締役会全体の実効性についての分析を実施しており、その評価結果の概要を公表しております

(http://www.ttk-g.co.jp/ir/news/pdf/h29_03_news_05.pdf)。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング】

新任取締役及び新任監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要な知識の習得を目的とする研修プログラムに参加いたします。また、当該研修プログラムのほか、新任取締役は、必要に応じて、当社の経営戦略、財務状態その他の重要な事項について、社長又は社長が指名する業務執行取締役から説明を受けます。

さらに、当社の取締役、監査役及び執行役員を対象とした研修会を年1回以上開催し、これらの者が、その役割・責務を適切に果たすために必要な知識を習得、更新するための機会を設けております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

株主との建設的な対話を促進するための方針については、「TTKコーポレートガバナンス基本方針」をご参照ください。

(<http://www.ttk-g.co.jp/ir/news/pdf/cgovernance01.pdf>)

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
CGML PB CLIENT ACCOUNT / COLLATERAL	1,047,000	4.93
第一生命保険株式会社	1,042,000	4.90
日本生命保険相互会社	1,019,100	4.80
株式会社七十七銀行	989,000	4.65

TTK従業員持株会	806,260	3.79
株式会社アイチコーポレーション	514,000	2.42
株式会社みずほ銀行	477,130	2.24
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	350,000	1.64
加藤 力蔵	325,000	1.53
みずほ信託銀行株式会社	323,000	1.52

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
千葉 信博	他の会社の出身者													
丸尾 容子	学者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

千葉 信博	独立役員として指定している社外取締役の千葉 信博氏が過去に常務取締役を務めておりました株式会社七十七銀行と当社との間には取引がございますが、「選任の理由」欄に記載のとおり、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	千葉 信博氏は、平成18年6月から8年間 当社の社外監査役として、また、平成26年6月から3年間当社の社外取締役として在任しており、これまで経営上有用な指摘、意見を述べてきました。これらの実績に加え、同氏が培ってきた金融機関における豊富な経営経験等に基づく高い見識に鑑み、今後も適切な助言、提言を頂けるものと期待されることから、引き続き、当社の社外取締役として選任いたしました。 当社のコーポレートガバナンス基本方針では、独立役員の独立性判断基準として、過去3年以内において当社グループの主要な取引先又はその業務執行者であった者は独立性を有しないものと判定しております。同氏は、過去、株式会社七十七銀行及びそのグループ会社に在籍しておりましたが、その退職後3年以上が経過していることから、同氏は独立性を十分に有すると判断し、独立役員として届け出ております。
丸尾 容子	該当事項はありません。	丸尾 容子氏は、長年に亘り環境化学に関する研究活動を数多く行っており、同分野における豊富な知識及び経験を有しております。同氏は過去に会社経営に関与された経験はありませんが、当社が平成29年度より推進する第5次中期経営計画の柱である取組みにあたり、同氏が培ってきた環境化学分野における高い見識及び豊富な経験と大学教授としての幅広い視野に鑑み、適切な助言、提言を頂けるものと期待されることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、新たに、社外取締役として選任いたしました。 当社のコーポレートガバナンス基本方針では、独立役員の独立性判断基準として、過去3年以内において当社グループの主要な取引先又はその業務執行者であった者は独立性を有しないものと判定しております。同氏は、過去、NTTグループの関係研究所に在籍しておりましたが、同研究所を退職後4年が経過していることから、同氏は独立性を十分に有すると判断し、独立役員として届け出ております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり
---	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	3	0	1	1	0	1	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会								

補足説明 更新

指名諮問委員会は、取締役社長を含む委員3名以上で構成され、その過半数は独立社外取締役を含む独立社外役員としております。委員会を構成するその他1名は独立社外監査役となります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

取締役の賞与については、業績を勘案して支給額に反映しています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成28年度の役員報酬等の額は120,150千円であり、その内訳は以下のとおりであります。

取締役 10名 102,000千円(うち社外1名 4,200千円)

監査役 3名 18,150千円(うち社外2名 14,550千円)

1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与(取締役8名30,120千円)を含めております。
3. 上記報酬等の額には、平成28年6月29日開催の第63期定時株主総会終結の時をもって退任された取締役1名に対する報酬額が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等については、株主総会で各々総額(限度額)を定めており、具体的な報酬の配分は、取締役会において業績・経営環境等を総合的に勘案して決議しております。

取締役(社外取締役を除く)については、月額報酬と賞与から構成しております。月額報酬は、役位ごとの役割の大きさや責任範囲に基づき、賞与は、会社業績等を勘案し支給することとしております。

社外取締役については、高い独立性確保の観点から、業績との連動は行わず、月額報酬のみを支給することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

事前に取締役会等の会議資料や関係資料などを提出しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 当社の取締役会は、当社の事業及び事業環境に精通した取締役8名と独立的な立場による経営監視等を行う社外取締役2名で構成しており、原則、毎月1回開催し、法令または定款のほか、取締役会規則等に基づき、経営の基本方針及び業務執行に関する重要事項を決定し、取締役による業務執行の監督・管理を行っております。
2. 当社は執行役員制度を導入しており、経営環境の変化に迅速に対応できる体制を整えております。
3. 当社は監査役制度を採用しており、社外監査役2名を含む監査役3名は、取締役会等の重要な会議に出席し、独立かつ中立的な立場から取締役の職務執行を監視できる体制をとっております。
4. 取締役会を頂点とする意思決定機関のほか、常務会では、取締役会へ付議する事項を審議し、経営管理会議では、経営の基本に係る方針及び経営会議への指示事項を審議しております。経営会議は、子会社を含めた当社グループの重要な経営方針や事業計画の具体化等の検討及び決定を行っております。
5. 当社は、社外役員が過半数を占め、独立社外取締役が委員長を務める任意の「指名諮問委員会」を設置しており、取締役会から諮問された人事原案を審議し、その結果を取締役に答申することにより、取締役会の機能の独立性と客観性を強化し、コーポレートガバナンスの更なる充実に図っております。

6. 会計監査業務は有限責任監査法人トーマツが実施しております。
7. 顧問弁護士からは、コーポレートガバナンスに関連する事項を含め、法令上の問題及び企業倫理について指導・助言を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役会設置会社形態を採用しております。また、複数の社外取締役を選任することによって経営への監視機能の強化を図り、もって意思決定の妥当性・適正性を確保するとともに、客観的かつ中立的な立場からの助言・提言等を得る体制を整えています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	3週間前を目途に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	平成29年6月開催の定時株主総会より、インターネットによる議決権行使を導入しております。
電磁的方法による議決権の行使	平成29年6月開催の定時株主総会より、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
その他	事業報告をビジュアル化し、よりわかりやすい説明に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	主に決算短信や決算説明会資料などの情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部にIR担当者を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「TTKグループ行動指針」・「コンプライアンス規程」を制定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	事業所周辺の清掃活動や地域振興イベントへの参加及びスポーツイベントへの協賛を実施しております

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づく「内部統制システム構築の基本方針」を制定し、運用しております。その主な内容は次のとおりです。

(1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 行動規範

当社は、役員（取締役及び監査役を意味する。以下同じ。）及び使用人の企業活動及び社会活動における行動を規律する「TTKグループ行動指針」及び「TTKグループ行動基準」を定めて、役員及び使用人にこれらの指針及び基準を遵守させるものとする。

内部統制システム管理委員会

当社は、取締役社長の直轄の組織として、内部統制システム管理委員会を設置する。内部統制システム管理委員会は、全社的な内部統制システムの構築・推進及び管理を行い、取締役社長の指示の下、内部統制システムの体制強化策等の推進等を行うとともに、内部統制システムの構築・推進状況等について取締役会に報告するものとし、TTKグループのコーポレートガバナンス体制強化を図るものとする。内部統制システム管理委員会は、一般委員会及び財務委員会により構成される。内部統制システム管理委員会の一般委員会は、当社の定める社内規程、細則及び要領（以下「規程類」という。）による業務統制、各種業務フローによる業務統制、コンプライアンス室によるコンプライアンス統制及びコンプライアンス体制に関する指導にあたる。

コンプライアンス室

当社は、コンプライアンス室を設置する。コンプライアンス室は、当社全体の倫理・コンプライアンス規程の策定、役員及び使用人に対する定期的なコンプライアンス研修の計画及び実施その他の適切なコンプライアンス体制の構築及び運営のために必要な施策等を行うものとする。

コンプライアンス・リーダー

各室部長、事業部長及び支店長は、各室部、事業部及び支店におけるコンプライアンス・リーダーを選任する。コンプライアンス・リーダーは、当該室部、事業部及び支店における適切なコンプライアンス体制の構築及び運営に必要な施策等を行うものとする。

通報制度

役員及び使用人は、法令若しくは規程類に違反する行為又は不正な行為（以下「違法行為等」という。）が行われた事実又は行われるおそれのある事実を発見した場合には、速やかに、各関係室部、事業部又は支店のコンプライアンス・リーダーを通じて又は直接、コンプライアンス室に通報しなければならないものとする。コンプライアンス室は、その通報内容を調査し、調査の結果、違法行為等が行われた事実又は行われるおそれのある事実が認められるときは、速やかにその是正・防止措置及び再発防止策を講じる。

監査室

当社は、監査室を設置する。監査室は、監査実施計画及び監査実施方法を定める内部監査規程及び内部監査実施細則に従い、コンプライアンス体制を監査する。監査室は、取締役会及び監査役会に対して、当該監査結果を報告する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書取扱規程に従い、役員及び使用人の職務執行に係る文書及び電磁的媒体（以下「文書等」という。）を保存及び管理する。

文書取扱規程において、役員及び使用人の職務執行に係る文書等の保存（保存期間、保存方法、保存場所等）、管理（管理部署又は責任者の指定等）及び廃棄（廃棄方法等）を定める。

役員及び監査室は、その職務の執行のため必要な場合には、文書取扱規程に従い、役員及び使用人の職務執行に係る文書等の閲覧及び謄写を求めることができる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

危機管理規程

当社における以下の危険の管理に関する基本方針を危機管理規程において定める。

- イ 地震、台風、水害、事故、火災等の災害により重大な損失を被る危険
- ロ 工事の施工の際に人身事故及び設備事故が発生することにより重大な損失を被る危険
- ハ 役員及び使用人の不適法又は不適正な業務執行により重大な損失を被る危険
- ニ その他、当社に重大な損失を与え又は信用を著しく毀損するおそれのある危険

危機管理委員会

当社は、取締役社長を委員長とし、各室部長及び事業部長を委員とする危機管理委員会（以下「委員会」という。）を設置するとともにTTKグループの危機管理に関する基本方針を決定し、委員会は、当該方針に基づく施策等を総合的に審議し決定する。

危機事案に関し主たる業務を所掌する主管部門組織の長（以下「危機事案主管部長」という。）は、危機の発生を予防するとともに、有事の発生に備え、TTKグループ内の危機事案発生時の危機管理に関して、必要な施策等の実施を指示する。

危機管理施策の実施体制

各室部長、事業部長、支店長及び当社子会社社長は、委員会の決定及び危機事案主管部長の指示に従い、当該各組織の危機管理に関して必要な施策等を実施する。

緊急対策本部

TTKグループの事業活動に重大な影響を及ぼす損失等が発生するおそれがあり、全社的な対応が必要と判断される状態が発生した場合には、委員会に、取締役社長を本部長とする「緊急対策本部」を立上げ、当該状態による損失の軽減・拡大防止等、当該状態の解消を図るため、TTKグループ内外への確かつ迅速な対応を全社的に実施する。

監査室

監査室は、危機事案主管部長との緊密な連携の下、監査実施計画及び監査実施方法を定める内部監査規程及び内部監査実施細則に従い、当社の危機管理の状況等について、関係室部と協力し監査する。監査室は、取締役会及び監査役会に対して、当該監査結果を報告する。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会

取締役会は、原則として毎月1回開催し、経営の基本方針及び業務執行に関する重要事項を決定し、取締役の職務執行の監督をするとともに、取締役から月次の業績等職務執行の状況の報告を受けるものとする。

経営目標の設定及びITの活用

取締役会は、将来の事業環境を踏まえて、中長期的な企業価値の向上を主要目的とする中期経営計画を策定し、役員及び使用人が共有する全社的な経営目標を定める。また、取締役会は、当該中期経営計画に従い、各事業年度及び各事業部門ごとの業績目標及び予算を定める。経営企画本部長は、各事業部門ごとの業績達成目標を管理し、取締役会において定期的にこれを報告する。当社は、ITを積極的に活用した管理会計システムにより月次の業績を迅速にデータ化して適時に業績を把握することにより職務執行の効率化に努めるものとする。

権限委任規程

当社は、取締役及び使用人の職務執行の効率性を確保するために、権限委任規程を定め、取引業務、支払事務、人事等に関する決裁権限の範囲を明確にする。また、当社は、職制規程を定め、会社組織及び子会社組織における任務等を明確にする。

規程類管理規程

当社は、規程類を体系的に整備し、職務執行の効率性を確保するために、規程類管理規程を定め、規程類の制定、改定及び廃止(以下「制改定」という。)にあたり、規程類の制改定事務を担当する者が遵守すべき事項を明確化する。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社子会社に、その事業内容に応じて、その役員及び使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制を適切に構築及び運営させるものとする。

当社は、当社子会社に、その事業内容に応じて、危機管理規程の整備及び遵守等損失の危険の管理体制を適切に構築及び運営させるものとする。当社子会社の危機管理に係る責任者は、当社の危機事案主管部長と緊密な連携の下、当該当社子会社における適切な危機管理体制の構築及び運営に必要な施策等を行うものとする。

当社は、当社子会社の役員及び使用人に「TTKグループ行動指針」及び「TTKグループ行動基準」に従って行動させるものとする。

当社は、当社子会社に、その事業内容に応じて、コンプライアンス規程の整備及び遵守等法令及び定款の遵守体制を適切に構築及び運営させるものとする。

当社コンプライアンス室は、当社子会社の役員及び使用人に対する定期的なコンプライアンス研修の計画及び実施その他の当社子会社における適切なコンプライアンス体制の構築及び運営に必要な施策等を行うものとする。

当社は、当社子会社にそのコンプライアンス・リーダーを選任させるものとする。当社子会社コンプライアンス・リーダーは、当該当社子会社における適切なコンプライアンス体制の構築及び運営に必要な施策等を行うものとする。

当社経営企画本部長及び当社支店長は、子会社管理規程に従い、当社子会社に対する管理及び業務点検、当社子会社からの事業の定期的な報告の受領等を行うものとする。また、当社子会社の経営の基本に関する重要な一定の事項の決定については、子会社管理規程に従い、当社取締役社長又は当社取締役会の承認を要するものとする。

当社監査室は、当社子会社各社の危機管理に係る責任者、コンプライアンス・リーダーその他内部統制に係る管理責任者との緊密な連携の下、当社子会社の内部統制システム、当社と当社子会社との間の内部統制に関する連携体制等の監査を行う。

当社監査役は、TTKグループ全体の監査を実効的かつ適正に行えるように、それぞれの組織の危機管理に係る責任者、コンプライアンス・リーダーその他内部統制に係る管理責任者との緊密な連携体制を構築する。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役職務の補助は、監査室の使用人がこれにあたる。また、監査役が専属の補助使用人の設置を求める等監査役から補助使用人に関して要請がある場合には、経営企画本部長は、当該監査役の要請を最大限尊重して、使用人の中から監査役の補助使用人を任命するものとする。

(7) 補助使用人の取締役からの独立性及び監査役職務の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

経営企画本部長は、監査役職務の補助使用人の人事について、監査役会の同意を得なければならないものとする。

監査役職務の補助使用人は、監査役職務の補助について、監査役の指示に従うものとし、取締役、執行役員その他業務執行部門に属する者からいかなる指示も受けないものとする。

(8) 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役、及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他当社の監査役への報告に関する体制

監査役会又は監査役に対する報告

当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役、及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役会又は監査役に対して、TTKグループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項、当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事項、その他当社の監査役が報告を求めた事項を直ちに報告する。当社の監査役は、この報告を受けた場合には、当社の監査役会に速やかに報告する。

監査室

監査室は、監査役会が指示した事項について、内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。

監査室長

監査室長は、監査役に対して、原則として3ヶ月に1回、監査室の職務の執行に関する状況を報告する。コンプライアンス室は、内部通報制度による通報があった場合には、その内容について、速やかに監査役に報告するものとする。

監査役からの報告徴求

当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役、及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役から、職務執行に関する事項の報告を求められたときには、速やかにその報告をする。

不利益取扱いの禁止

当社は、上記報告を行った者に対して、当該報告したことを理由とする不利益な取扱いは一切行わないこととする。

(9) その他当社の監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

他の機関との交流

監査役会は、取締役社長、業務執行取締役、重要な使用人及び会計監査人である監査法人とそれぞれ定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換する。

費用の支弁

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が当該監査役職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用等を処理する。

外部専門家の活用

監査役は、必要に応じ、会計監査人及び弁護士等の外部専門家に相談をすることができ、その費用は当社が負担する。

(10) 財務報告の適正性を確保するための体制

内部統制システム管理委員会の財務委員会は、経理に関する規程類の制改定等財務報告の適正性を確保するための体制を整備し、かつ、当該体制を継続的に評価し、必要な是正を行うものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社は社内規程「反社会的勢力対策規程」を定め、いかなる場合においても不当な要求に応じないこととしております。
2. 弁護士、警察及び地域の団体との連結を密にして組織として対応する体制を整備しております。

その他

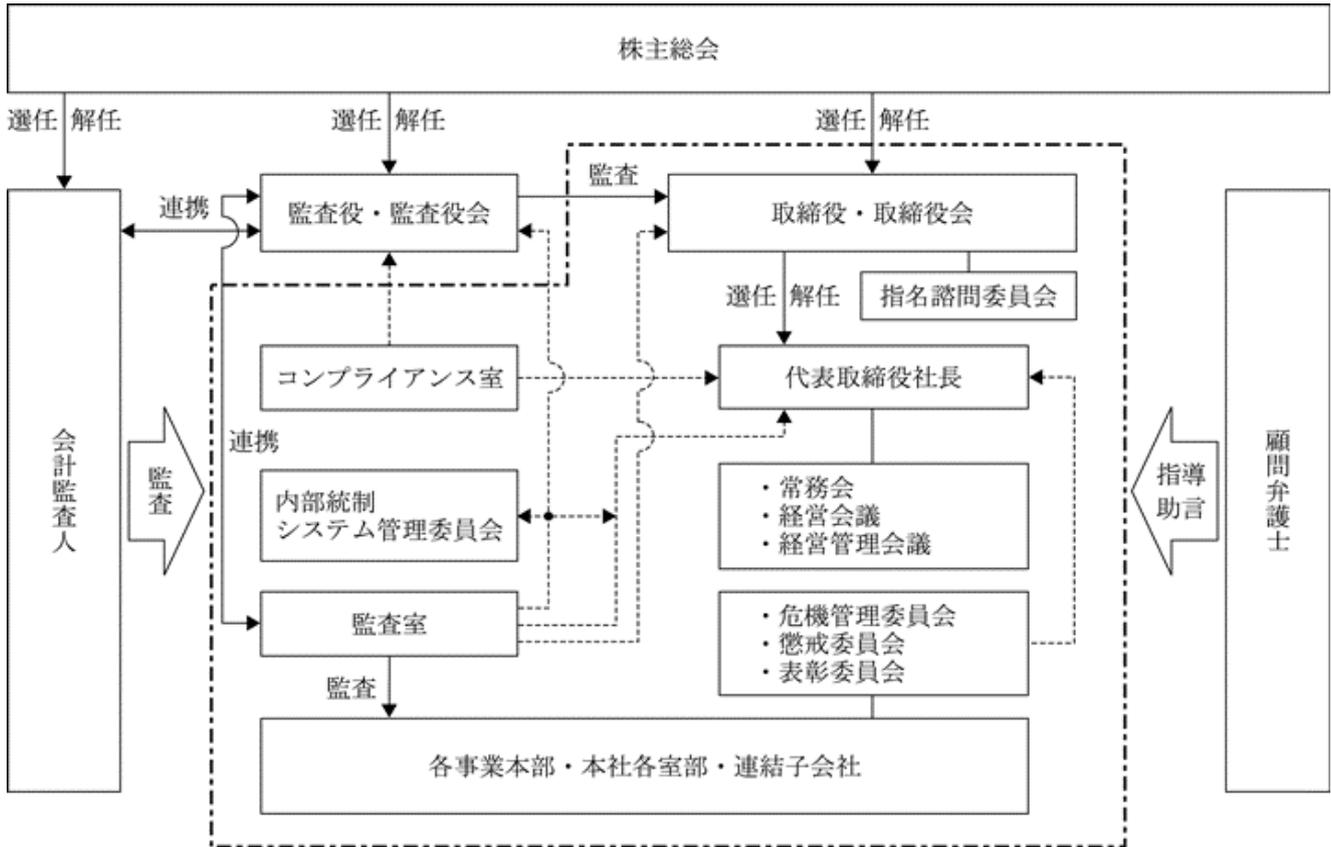
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



(注) 図中の ----- は報告の流れである。